

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業

維持管理・運営業務委託契約書（案）

令和7年3月26日

浜松市

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業
維持管理・運営業務委託契約書 (案)

- 1 業務の名称 (仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業 維持管理・運営業務
- 2 実施場所 浜松市中央区江之島町1197
- 3 契約期間 始期 この契約の本契約の成立日
終期 令和25年1月31日
- 4 契約金額 金 ●円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 ●円)
- 5 契約保証金 添付約款規定のとおり。
- 6 その他

上記の業務について、浜松市（以下「市」という。）と〔運営事業者名〕（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、（仮称）江之島ビーチコートの維持管理・運営業務について、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）及び別添の維持管理・運営業務委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、基本契約及び建設工事（設計・施工一括）請負契約と不可分一体として特定事業契約を構成するが、この契約は仮契約であって、本事業における建設工事（設計・施工一括）請負契約及び指定管理者の指定について浜松市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。ただし、このことについて浜松市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において、市は一切の責任を負わない。

また、事業者と市は、特定事業契約とともに、入札説明書等に定める事項が当事者間に適用されることをここに確認する。

この契約の締結の証として、本書の原本2通を作成し、市及び事業者が各自記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

事業者
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者名]

維持管理・運營業務委託契約約款

第1章 総則

(総則)

第1条 市及び事業者は、この契約（この約款に基づき、市と事業者が本業務の実施に関して締結する契約をいう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令等を遵守し、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(趣旨)

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他労働に関する法令、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年条例第61号）、浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）に定めるもののほか、本施設の維持管理・運營業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(この契約の期間)

第3条 この契約の期間は、この契約の本契約の成立日から令和25年1月31日までとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき市が指定を取り消したときは、この限りでない。

(用語の定義)

第4条 この約款において用いられる次の各号に掲げる語句は、この契約中に特に明示されているものを除き、それぞれ当該各号に定められた意味を有するものとする。

- (1) 「維持管理・運営期間」とは、維持管理業務開始日からこの契約の終了までの期間をいう。
- (2) 「維持管理・運營業務」とは、統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運營業務の総称をいう。
- (3) 「維持管理企業」とは、●をいう。
- (4) 「維持管理業務」とは、本施設の維持管理に関する要求水準書に規定される次の業務をいう。

ア 建築物保守管理業務

イ 建築設備保守管理業務

ウ ビーチコート、多目的広場（アーバンスポーツエリア、イベント広場）の保守管理業務

エ 外構・植栽等保守管理業務

オ 清掃・環境衛生管理業務

カ 備品等保守管理業務

キ 修繕業務

ク 警備業務

- (5) 「維持管理業務開始日」とは、この契約の本契約の成立日をいう。
- (6) 「維持管理業務要求水準」とは、要求水準書等に規定された事業者が維持管理業務を実施するに当たり満たすべき業務の仕様及び水準をいう。
- (7) 「運営企業」とは、●をいう。
- (8) 「運営業務」とは、本施設の運営に関する要求水準書に規定される次の業務をいう。

ア 利用受付業務

イ 予約管理業務

ウ 施設料金収入徴収業務

エ 駐車場管理業務

オ 広報・情報発信業務

カ 見学者対応及び行政視察対応支援

キ 市及び市内スポーツ関連団体等の関係者との連携

ク 災害時対応業務

ケ ビーチスポーツブランド創出業務

コ 施設機能有効活用業務

サ その他関連業務（利用者アンケートの実施、事業者が行うべき近隣対応等）

- (9) 「運営業務開始日」とは、この契約の本契約の成立日をいう。
- (10) 「運営業務要求水準」とは、要求水準書等に規定された事業者が運営業務を実施するに当たり満たすべき業務の仕様及び水準をいう。
- (11) 「開業準備業務」とは、本施設の開業準備に関する要求水準書に規定される開業準備に係る業務をいう。
- (12) 「開業準備業務開始日」とは、令和●年●月●日をいう。
- (13) 「開業準備業務要求水準」とは、要求水準書等に規定された事業者が開業準備業務を実施するに当たり満たすべき業務の仕様及び水準をいう。
- (14) 「管理物品」とは、第Ⅰ種備品及び第Ⅱ種備品をいう。
- (15) 「技術提案書」とは、落札者が本事業の総合評価一般競争入札において市に提出した応札書類一式をいう。
- (16) 「基本契約」とは、市と落札者が令和●年●月●日付けで仮契約を締結した（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業基本契約書をいう。
- (17) 「業務要求水準」とは、統括管理業務要求水準、開業準備業務要求水準、維

持管理業務要求水準及び運営業務要求水準を総称して又は個別にいう。

- (18) 「供用開始日」とは、ビーチコート、アーチェリー場及び駐車場（第2駐車場、アーチェリー場利用者駐車場）については令和8年4月1日、ビーチコート（西コート）については令和●年●月●日、その他（ビーチコート（西コート以外）、管理棟、多目的広場、駐車場（第1駐車場）等）については令和10年2月1日をいう。
- (19) 「建設工事請負契約」とは、令和●年●月●日に市が建設事業者と仮契約を締結した（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業建設工事（設計・施工一括）請負契約書をいう。
- (20) 「建設事業者」とは、●●（設計企業）、●●（建設企業）、●●（工事監理企業）をいう。
- (21) 「サービス対価」とは、事業者の本業務実施の対価として市が支払う金銭又はその金額をいう。
- (22) 「事業年度」とは、この契約の契約期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう（ただし、初年度は、この契約の締結日から令和9年3月31日までの期間をいう。）。
- (23) 「自主事業」とは、本業務以外の業務で、市の承認を受けて事業者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (24) 「成果物」とは、この契約、要求水準書等に基づき、又はその他この契約の履行に関し作成され、事業者が市に提供した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (25) 「設計成果物」とは、要求水準書添付資料別紙3「実施設計業務に係る提出物・成果品」をいう。
- (26) 「備付物品」とは、利用料金を収受して利用者に貸し出す物品をいう。
- (27) 「第Ⅰ種備品」とは、市が所有する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。
- (28) 「第Ⅱ種備品」とは、市が事業者に購入又は調達を指示する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。
- (29) 「第Ⅲ種備品」とは、事業者の任意により購入し、又は調達する備品で、本業務又は自主事業の実施のために供する備品をいう。
- (30) 「統括管理企業」とは、●をいう。
- (31) 「統括管理業務」とは、本事業の統括管理に関する要求水準書に規定される次の業務をいう。
 - ア 市及び市内スポーツ関連団体等の関係者との調整業務
 - イ 全体マネジメント業務
 - ウ その他これらを実施する上で必要となる業務

- (32) 「統括管理業務開始日」とは、この契約の本契約の成立日をいう。
- (33) 「統括管理業務要求水準」とは、要求水準書等に規定された事業者が統括管理業務を実施するに当たり満たすべき業務の仕様及び水準をいう。
- (34) 「入札説明書」とは、市が令和7年3月26日付で公表した「（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業 入札説明書」をいう。
- (35) 「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事（設計・施工一括）請負契約書（案）及び維持管理・運営業務委託契約書（案）、モニタリング基本計画（案）等の本事業の入札に係る一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (36) 「備品」とは、1年以上その形状を変えことなく使用し、かつ、保存に耐え得る物で1個又は1組につき取得価額又は評価価額が5万円以上の物品をいう。
- (37) 「備品等」とは、管理物品及び第Ⅲ種備品をいう。
- (38) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動、疫病等）その他市及び事業者の責めに帰すことのできないもので、市又は事業者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。なお、不可抗力に起因しない施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (39) 「法令等」とは、すべての法律、政令、省令、条例、規則その他正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (40) 「本業務」とは、統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務を総称して又は個別にいう。
- (41) 「本施設」とは、浜松市都市公園条例に定める江之島ビーチコート（ビーチコート（東コート、西コート1、2）、管理棟、多目的広場（イベント広場、アーバンスポーツエリア）、駐車場（管理用、第1駐車場、第2駐車場））及び江之島アーチェリー場（アーチェリー場、駐車場）をいう。
- (42) 「本事業」とは、（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業をいう。
- (43) 「要求水準書」とは、市が令和7年3月26日付で公表した（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業要求水準書（添付資料及び参考資料を含む。）及びこれに係る質問回答をいう。
- (44) 「要求水準書等」とは、第5条第2号から第4号に定める書面及び図面をいう。
- (45) 「落札者」とは、本事業の総合評価一般競争入札の落札者として選定された、●を代表企業とし、●を構成員とし、●を協力企業するグループをいう。

(契約書類)

第5条 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、設計成果物及び技術提案書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える場合には、要求水準書に優先して適用する。

- (1) この約款
- (2) 要求水準書
- (3) 設計成果物
- (4) 技術提案書

(本施設の名称)

第6条 本施設（江之島ビーチコート既存施設及び江ノ島アーチェリー場を除く。）の仮称は江之島ビーチコートとし、正式名称は、市が任意に定めるものとする。

(事業日程)

第7条 本事業は、別紙1として添付する事業日程表に従って実施される。

(本業務の留意点)

第8条 事業者は、関係する法令等の規定に適合するよう本業務を実施しなければならない。

- 2 事業者は、善良なる管理者としての注意をもって、この契約を履行し、本業務を実施しなければならない。
- 3 事業者は、この契約により協議が予定されている場合及びその他この契約に関し市と事業者で協議が行われる場合において、協議が調わないことを理由としてこの契約の履行を拒んではならない。

(本業務の費用)

第9条 事業者は、本業務の実施に関連する一切の費用は、別途この契約に定めるものを除き、すべて事業者が負担し、また資金調達が必要な場合は、事業者が自己の責任において行う。ただし、市の協力が必要な場合は、市は可能な限り、その協力を行う。

(履行の保証)

第10条 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、第4号に規定する保証にあつては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を市に寄託しなければならない。

- (1) この契約に定める契約金額を17で除した額の100分の10以上に相当する金額以上の契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金及び違約金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害及び違約金をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 維持管理・運営期間中、前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、常に前項第1号の金額以上としなければならない。
- 3 第1項第1号の定めるところに従って納付された契約保証金は、維持管理・運営期間満了後において、市に対して返還を請求することができる。
- 4 第1項第1号の契約保証金には、利子は付けない。
- 5 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保険を付したときは契約保証金の納付を免除する。なお、同項第2号又は第3号に掲げる保証及び同項第4号に掲げる保証は、単年度又は複数年度のものによる契約期間中の更新による方法も認めるものとする。
- 6 サービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約保証金額に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 第1項の契約保証金又はこれに代わる有価証券等、同項の保証又は保険に基づく請求により支払われる金額は、この契約の履行に関して生じた損害金及び違約金に充当する。
- 8 事業者は、前項による損害金及び違約金への充当が生じた場合で、市の請求を受けたときは、充当分に相当する契約保証金を、第1項に定める方法により、直ちに市に納付しなければならない。

（行政手続）

- 第11条 事業者は、自己の責任と費用により、事業者がこの契約に基づく義務を履行するために必要な許認可を取得し、その他法令等に定める手続を行わなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める手続については、市に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

（情報の保護）

- 第12条 事業者は、本業務を処理するための個人情報その他の情報の取扱いに当たっては、

利用者その他関係者の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第13条 事業者は、この契約による事務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定及び別紙2の個人情報取扱事務に係る特記事項を守らなければならない。

- 2 事業者は、前項の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、市に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、市から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 事業者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 4 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 5 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6 事業者は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 7 事業者は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消されたときは、本業務を処理するために市から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報を自己又は市以外の者のために使用してはならない。
- 8 前項の場合において、事業者は、個人情報が記録された資料等を、指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

（情報公開）

第14条 事業者は、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第23条の2第1項の規定に基づき、本業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めなければならない。

（緊急時の対応）

第15条 維持管理・運営期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合、事業者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市（消防、保健所等を含む。）、警察その他の行政機関関係者に対して事故等発生を旨を通報しなければならない。

- 2 市は、前項の通報を受けたときは、直ちに事業者への必要な指示を行うとともに、必要に応じて現地調査その他必要な対応を行うものとする。
- 3 事故等が発生した場合、事業者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(防災対策)

第16条 事業者は、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令を遵守し、市と連携して、必要な防災対策を講じるものとする。

- 2 事業者は、防火管理者を選任したときは、市に報告するとともに、消防計画を作成した場合は、その写しを市に提出するものとする。
- 3 市は、防災対策の実施に関し、市の直接管理する公の施設と同様の研修、情報提供を事業者に対して行うものとする。

(貸与品)

第17条 市は、維持管理・運営期間にわたり、本施設の設計成果物を事業者に貸与する。

- 2 事業者は、設計成果物の引渡しを受けたときは、速やかに市に借用書を提出しなければならない。
- 3 事業者は、設計成果物を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 事業者は、本業務の完了、この契約の終了等によって設計成果物が不要となったときは、直ちにこれを市に返還しなければならない。
- 5 事業者は、故意又は過失により設計成果物が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(本施設の使用)

第18条 事業者は、本業務を遂行するために必要な範囲内において、都市公園法、地方自治法その他法令に定める手続を経て、本施設を使用することができる。

- 2 事業者は、自主事業を行う場合その他本事業の目的を妨げない範囲において特に必要があるときは、市の承認を得て本施設の使用を行うことができる。
- 3 事業者は、前項の規定により本施設を使用する場合において、都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を必要とする場合は、同法に定めるところにより、市に対して、申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。
- 4 事業者は、第2項の規定により本施設を使用する場合において、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可を必要とする場合は、浜松市公有財産管理規則（昭和39年規則第30号）第9条に定めるところにより、市に対して、行政財産使用許可申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第19条 この契約に関する市と事業者との間の請求、通知、申請、申出、報告、承認、承諾及び解除は、この契約に特別の定めがある場合を除き、書面又は電子データにより行わなければならない。

2 この契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約の履行に関して市と事業者間で用いる計量単位は、この契約に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

第2章 本施設の維持管理・運営

第1節 総則

(業務要求水準の変更)

第20条 法令等の変更により業務要求水準の変更が必要となった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 法令等の新設又は改正等により、業務要求水準の変更が必要となった場合には、市は、自ら又は事業者の申出により、事業者と協議の上、法令等の要求する水準に見合うように業務要求水準を変更するものとする。
 - (2) 前号に定める変更により費用の増減が生じた場合は、第62条の規定に従う。
 - (3) 第1号の協議が協議開始の日から60日以内に調わない場合には、市は、この契約を解除することができる。この場合、法令等の新設又は改正等により本業務の継続の可能性が失われたと認められる場合とみなし、第56条第1項の規定を適用する。
- 2 不可抗力等の発生により業務要求水準の変更が必要となった場合の取扱いについては、次の定めるところによる。
- (1) 市は、不可抗力その他市がやむを得ないと認める理由により業務要求水準の変更が生じた場合には、自ら又は事業者の申出により、その変更を事業者に求めることができる。
 - (2) 事業者は、前号の市の要求について、その対応可能性及び費用見込額を市に対し通知しなければならない。
 - (3) 市は、前号の通知の内容に基づき、事業者と協議の上、業務要求水準の変更を決定することができる。
 - (4) 前号に定める変更により費用の増減が生じた場合は、第64条の規定に従う。
 - (5) 第3号の協議が協議開始の日から60日以内に調わない場合には、市は、この契約を解除することができる。この場合、不可抗力の発生により本業務の継

続の可能性が失われたと認められる場合とみなし、第56条第1項の規定を適用する。

- 3 事業者から業務要求水準の変更を申し入れるときの取扱いについては、次に定めるところによる。
 - (1) 事業者は、合理的な必要が生じたと認める場合、業務要求水準の変更を市に求めることができる。かかる場合、市は、事業者との協議に応じなければならない。
 - (2) 市は、前号に定める協議が成立した場合、業務要求水準の変更を行う。この場合のサービス対価支払額の変更については、市と事業者の合意したところによる。
- 4 前3項により業務要求水準を変更するときは、第1項及び第2項による変更のときは市が事業者に書面により変更内容を知照するものとし、前項による変更のときは市と事業者が書面で合意することにより要求水準書を変更するものとする。

(施設利用規約)

- 第21条 事業者は、本施設の利用規約（以下、本条において「利用規約」という。）を定め、市の承認を受けた上で、これを本施設に適用するものとする。事業者は、本施設において、利用規約を常時閲覧できるよう準備しなければならない。
- 2 事業者は、前項により市の承認を受けた利用規約を変更する場合、事前に市の承認を受けなければならない。

(統括管理責任者等)

- 第22条 事業者は、要求水準書等に従い、統括管理業務責任者、開業準備業務責任者、維持管理業務責任者及び運営業務責任者を定め、市に報告しなければならない。当該責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 統括管理責任者は、統括管理業務要求水準に従って、本業務を総合的に把握し、市及び市内スポーツ関連団体等の関係者との調整及び全体マネジメントを行う。

(各責任者に関する措置請求)

- 第23条 市は、前条第1項の各責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 事業者は、前項の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

(従事職員)

第24条 事業者は、要求水準書等に従い、本業務に従事する統括管理業務従事者、維持管理業務従事者及び運営業務従事者の業務実施体制を定め、市に報告しなければならない。当該体制を変更した場合も同様とする。

2 事業者は、前項の業務従事者が統括管理業務開始日、維持管理業務開始日、開業準備業務開始日又は運営業務開始日から要求水準書等に従った業務を適切に実施できるように、教育訓練を十分に行うものとする。

3 事業者は、必要に応じ、統括管理業務開始日、維持管理業務開始日、開業準備業務開始日又は運営業務開始日より前でも、前項の教育訓練その他必要な準備行為を実施することができる。

(事業計画書、業務計画書)

第25条 事業者は、市に対し、毎年度2月末までに翌年度の事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

2 市及び事業者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と事業者との協議により決定するものとする。

3 事業者は、要求水準書等に従い、開業準備業務計画書、維持管理業務計画書及び運営業務計画書（以下「業務計画書」と総称する。）を作成し、市に提出して、市の承諾を得なければならない。

4 事業者は、前項に従い市に提出した業務計画書の内容を変更する場合は、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書を市に提出して、その承諾を受けなければならない。

(業務計画書の見直し等)

第26条 事業者は、第30条のセルフモニタリングにより、本施設の維持管理・運営状況を把握した上で、要求水準書等に規定されている業務水準が適切に実現されているか否かにつき、常に検討した上で、業務計画書の変更が必要又は望ましいと認めるときは、前条第4項の手続により、それらの内容を速やかに改善しなければならない。

2 事業者は、本業務の実施状況又はその結果が業務要求水準に達しない場合において、単に業務計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(近隣対策)

第27条 事業者は、自己の責任及び費用において、本業務を実施するに際して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、かかる近隣対策の実施について、事業者は市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、市は事業者に対して合理的な範囲内で必要な協力を行う。ただし、本施設の設置自体に起因して周辺その他から苦情等が発生した場合は、市が対応するものとする。

(第三者による実施)

第28条 事業者は、本業務のうち、次の各号に掲げる業務を当該各号に定める者に、それぞれ実施させなければならない。また、事業者は、当該各号に定める業務について、次の各号に掲げる者以外の者に、その実施の委託又は請負を発注してはならない。

- (1) 統括管理業務：統括管理企業
 - (2) 維持管理業務（開業準備業務期間中の維持管理業務を含む。）：維持管理企業
 - (3) 開業準備業務（開業準備業務期間中の維持管理業務を除く。）及び運営業務：運営企業
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる業務を実施し、又は実施しようとする当該各号に定める者が破産、解散等市がやむを得ないと認める事由により当該業務を実施できない場合にあっては、事業者は、当該各号に定める者以外の第三者に当該業務を実施させることができる。この場合において、事業者は、当該第三者の商号、住所その他市が別途定める事項を市に事前に通知し、その承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる業務を実施する当該各号に定める者又は前項の規定により第1項各号のいずれかに掲げる業務を実施する者は、かかる業務の一部を第三者に実施させることができる。この場合において、事業者及びかかる業務の一部を実施させる者は、当該かかる業務の一部を実施させる第三者の商号、住所その他市が別途定める事項を市に事前に通知し、その承諾を受けなければならない。
- 4 第1項から第3項までの規定によりされる第1項各号のいずれかに掲げる業務の全部又は一部は、すべて事業者の責任において行うものとし、これらの規定により当該業務を実施する者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害等)

第29条 事業者が本業務を実施するに際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故、紛争等が発生した場合、事業者は、速やかに市にその内容を報告するとともに、自己の責任において解決に当たるものとする。この場合、事業者は、市と密接に協議して対応しなければならない。

- 2 事業者が本業務の実施により第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。
- 3 本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由に

より、事業者が第三者に対して損害を及ぼした場合も、前項と同様とする。

- 4 市は、第2項本文に規定する損害を市が第三者に対して賠償した場合、事業者に対して当該賠償した金額（ただし、市の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。）を求償するものとする。事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。

（セルフモニタリング）

第30条 事業者は、常に本施設の維持管理・運営状況を把握し、何らかの理由でこの契約、要求水準書等、若しくは業務計画書に従った本業務の実施ができない場合若しくは要求水準書等に規定された水準若しくは仕様が達成できない場合又はそれらの事態が生じるおそれを認める場合、その理由及び対処方法等を直ちに市に報告しなければならない。

（市によるモニタリング）

第31条 市は、維持管理・運営期間中、本施設の維持管理・運営状況について、別紙3に規定されるモニタリング（以下本条において「モニタリング」という。）を実施する。市は、モニタリング実施のため、随時本施設に立ち入ることができるほか、事業者に対し、業務の実施状況や業務実施の管理経費等の状況及びその他の財務状況について説明を求めることができる。

- 2 事業者は、前項に規定するモニタリングの実施につき、市に対して可能な限り協力を行い、又は便宜を提供しなければならないものとし、同項の説明の求めを受けたときには、合理的な理由なくしてこれを拒んではならない。

- 3 第1項に規定するモニタリングの結果、本施設の維持管理・運営状況が、この契約、要求水準書等、又は業務計画書の内容を満たしていないことが判明した場合若しくは業務要求水準が達成されていない場合、市は別紙3に規定する措置をとるものとする。

- 4 事業者は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき実地調査を受ける場合は、誠実に対応しなければならない。この場合において、市が調査に基づき必要な指示をしたときは、事業者は、これに従わなければならない。

- 5 市は、本条に規定するモニタリングの実施又は事業者の説明を受けたこと等を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（報告書の提出）

第32条 事業者は、業務の履行状況等について、要求水準書等に従い、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務のそれぞれに係る報告書（以下「報告書」という。）を作成して、別紙3に従い市に提出しなければならない。

第2節 備品の取扱い

(市の備品の管理)

第33条 事業者は、第Ⅰ種備品を、本業務実施のために供するものとする。

- 2 事業者は、維持管理・運営期間中、第Ⅰ種備品を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 第Ⅰ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、事業者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入し、又は調達する。ただし、市との協議により、事業者は、第Ⅱ種備品として当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入又は調達することができる。
- 4 事業者は、故意又は過失により第Ⅰ種備品をき損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達し、市に寄附しなければならない。
- 5 事業者は、第Ⅰ種備品について、浜松市物品管理規則（昭和40年浜松市規則第18号）に基づく市の管理に協力しなければならない。

(事業者による備品等の購入等)

第34条 事業者は、第Ⅱ種備品を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

- 2 第Ⅱ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、事業者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 事業者は、第Ⅱ種備品について、物品管理台帳を作成し、原則として備品標識を付さなければならない。
- 4 事業者は、事業者の任意により第Ⅲ種備品を購入又は調達することができる。
- 5 事業者は、第Ⅲ種備品について、物品管理台帳を作成し、必要に応じて備品標識を付さなければならない。

(備付物品の管理)

第35条 事業者は、備付物品を本業務実施のために供するものとする。

- 2 事業者は、維持管理・運営期間中、備付物品を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 備付物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、事業者は、速やかに市に報告するものとし、事業者は、当該備付物品の同等物品を購入又は調達する。当該備付物品が備品である場合は、第Ⅱ種備品とするものとする。

- 4 事業者は、故意又は過失により備付物品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備付物品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、市に寄附しなければならない。

第3節 統括管理業務

（統括管理業務の実施）

第36条 事業者は、統括管理業務開始日から、自己の責任及び費用において、この契約及び要求水準書等に従って、統括管理業務を遂行するものとする。

第4節 開業準備業務

（開業準備業務の実施）

第37条 事業者は、本施設について指定管理者として、その管理のため、開業準備業務を実施する。

- 2 事業者は、開業準備業務開始日から、自己の責任及び費用において、この契約、要求水準書等及び業務計画書に従って、開業準備業務を遂行するものとする。

第5節 維持管理業務

（維持管理業務の実施）

第38条 事業者は、本施設について指定管理者として、その管理のため、維持管理業務を実施する。

- 2 事業者は、維持管理業務開始日から、自己の責任及び費用において、この契約、要求水準書等及び業務計画書に従って、維持管理業務を遂行するものとする。

（本施設の修繕・更新）

第39条 事業者は、この契約、要求水準書等及び業務計画書に従い、本施設の修繕及び更新を自己の責任及び費用において実施する。ただし、市の責めに帰すべき事由により本施設の修繕及び更新を行った場合、市は、これに要した費用を負担する。

- 2 事業者が業務計画書に記載されていない修繕及び更新又は本施設に重大な影響を及ぼす修繕及び更新を行う場合、事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得るものとする。
- 3 事業者は、要求水準書等に従い、本施設の修繕・更新の履歴を記録するための施設維持管理台帳を作成し保管しなければならない。
- 4 事業者は、本施設の修繕及び更新を行った場合、必要に応じて当該修繕及び更新

の書類・図書等を設計成果物とともに保管しなければならない。

第5節 運營業務

（運營業務の実施）

第40条 事業者は、本施設の指定管理者として、供用開始日から、自己の責任及び費用において、この契約、要求水準書等及び業務計画書に従って、運營業務を遂行するものとする。

（利用料金収入の取扱い）

第41条 事業者は、本施設に係る利用料金を当該事業者の収入として、收受することができる。

- 2 事業者は、維持管理・運営期間の満了日又は指定の取消しがあった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の維持管理・運営期間に係る事業者又は市に支払わなければならない。
- 3 維持管理・運営期間開始前に利用料金が納付され、維持管理・運営期間開始後に利用許可の取消しや予約取消し等により利用料金を返還する場合は、維持管理・運営期間開始前の事業者等が当該利用料金を利用者に返還する。ただし、前項の規定により利用料金に相当する金額を支払っている場合は、維持管理運営期間開始後の事業者等が返還するものとする。
- 4 市は、市の予約システムにおける口座振替により本施設の利用者から市の口座に振り込まれた本施設に係る利用料金相当分を、事業者に支払う。
- 5 市は、前項に規定する利用料金に係る利用料金還付が発生する場合において、利用者から申請があったときは、当該利用料金を利用者に返還し、その後事業者は、市が返還した利用料金相当分を市に納入する。
- 6 事業者は、第3項に規定する利用料金に係る利用料金還付が発生する場合において、利用者からの申請があったときは、当該利用料金を利用者に返還する。

（利用料金の決定等）

第42条 利用料金は、浜松市都市公園条例別表第2及び別表第3に定める額（これらの表に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による額を基準として市が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、要求水準書等に基づき、事業者が市の承認を得て定めなければならない。事業者が本施設の利用に係るキャンセル料（利用者が浜松市都市公園条例施行規則（昭和38年浜松市規則第9号）第18条第1項第1

号（利用料金の還付に関する規定）に定める日前までに利用の許可の取消しを申し出なかった場合に当該利用者が支払うべきであった利用料金に相当する額の範囲内において事業者が定める料金をいう。以下同じ。）を徴収する場合にあっても、同様とする。

- 2 事業者は、浜松市都市公園条例第30条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は同条例第31条ただし書の規定により利用料金を還付するときは、浜松市都市公園条例施行規則第17条、第18条及び事業者が定めた利用料金の後納の審査基準に基づき行わなければならない。

（利用料金の公表）

第43条 事業者は、前条第1項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金及びキャンセル料の額を本施設の利用パンフレット、インターネット等の方法により公表しなければならない。

第3章 サービス対価

（サービス対価の支払）

第44条 市は、この契約及び入札説明書等により、事業者に対して、この契約の履行の対価として、別紙4に規定するサービス対価を支払うものとする。

（サービス対価の支払手続）

第45条 市は、別紙4に定める手続に従い、事業者にサービス対価を支払うものとする。

（サービス対価等の改定）

第46条 サービス対価は、別紙4の定めるところに従い、改定する。

（業務改善勧告等）

第47条 別紙3のモニタリングにより、本業務について、業務要求水準を満たしていない事項が判明した場合、市は、別紙3及び別紙4に従い、事業者に対して当該事項の業務改善勧告をすることができるものとし、また、サービス対価の減額を請求することができるものとする。

- 2 前項によるサービス対価の減額の請求は、市の事業者に対する損害賠償の請求を妨げるものと解してはならず、当該サービス対価の減額分を損害賠償の予定と解してはならない。

（報告書の再提出）

第48条 報告書に不実の記載があることが判明した場合、事業者は、当該不実の部分を訂正し、改めて市に報告書を提出しなければならない。

第4章 契約期間及び契約の終了

(業務の引継ぎ等)

第49条 事業者は、維持管理・運営期間の終了によるこの契約の終了（以下第51条までに
おいて同じ。）に際し、市又は市が指定する者に対し、別途市が指定する時期まで
に、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 市は、必要があると認める場合には、この契約の終了に先立ち、事業者に対して
市又は市が指定する者による本施設の視察、施設・設備の確認又は事業者の経理状
況に関する資料の提出を申し出ることができるものとする。
- 3 事業者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて
その申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第50条 事業者は、この契約の終了の日までに、維持管理・運営期間の開始日を基準とし
て本施設及び管理物品を原状に回復し、市に対して本施設及び管理物品を明け渡し
及び引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、事業者は本施設及び管理物品の
原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して本施設及び管理物品を明け
渡し及び引き渡すことができるものとする。
- 3 事業者が第1項に定める義務を履行せず、本施設に工作物等が残置されていると
きは、市は事業者が当該工作物等の所有権を放棄したものとみなして、任意にこれ
を処分することができる。この場合において、市に当該工作物等の撤去費用が生じ
たときは、当該費用を事業者に請求することができる。

(この契約終了時の備品等の扱い)

第51条 この契約の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 第Ⅰ種備品については、事業者は、市又は市が指定する者に対して引き
継がなければならない。
- (2) 第Ⅱ種備品及び備付物品については、事業者は、市又は市が指定する者
に対して無償で譲渡しなければならない。
- (3) 第Ⅲ種備品については、事業者が自己の責任と費用で撤去しなければならない。ただし、市と事業者の協議において両者が合意した場合、事業者は、市又は市が指定する者に対して、無償又は有償で譲渡することが

できるものとする。

(発注者による指定取消等)

第52条 市は、この契約に関して落札者のいずれかに基本契約第16条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときには、指定を取り消すことができる。

(事業者の債務不履行等による指定取消等)

第53条 市は、契約期間中、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第13条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 事業者が、本業務に着手すべき期日を過ぎても着手せず、市が、事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、当該遅延が事業者の責めに帰すことができない事由により生じたことの合理的な説明がないとき。
 - (2) 事業者が、正当な理由なく本業務の実施を放棄したとき。
 - (3) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (4) 事業者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (5) 別紙3に定めるモニタリングの結果、市がこの契約を解除できるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの契約の債務を履行せず、市が相当期間の催告をしても事業者が催告に係る債務の履行をしないとき。
 - (7) 市が定めた行政手続法に基づく処分基準その他事業者に対する処分に関する基準に該当するとき。
 - (8) 市が基本契約又は建設工事請負契約を解除したとき。
 - (9) 事業者が本業務に際し、法令等に違反したとき。
 - (10) 事業者が地方自治法第244条の2第10項の規定による市の指示に従わないとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの契約に違反し、その違反により本業務の目的を達することができないと認められたとき。
- 2 前項の規定により指定が取り消された場合においては、事業者は、契約保証金額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、市は、第10条に定める保証をもって同項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項の規定により、期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、1か月分のサービス対価に相当する額を違約金として市が指定する期日まで

に支払わなければならない。この場合、未払のサービス対価があるときは、市は、当該違約金債権と当該未払のサービス対価支払債務を対当額にて消滅させることができる。

（事業者の反社会的勢力との関係による指定取消等）

第53条の2 市は、この契約期間中、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の変更を含み、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第5号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 事業者が第5号から第9号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号の場合を除く。）に、市が当該構成員又は協力企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成員又は協力企業がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による指定の取消しの場合に準用する。

（指定取消しの手続）

第54条 市は、前2条のいずれかの項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、行政手続法に定めるところにより事前に意見陳述のための手続を執らなければならない

い。

(事業者の指定取消しの申出)

第55条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市がこの契約に従って支払うべきサービス対価を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
- (2) 第1号のほか、市がこの契約の履行を行わず、事業者が相当期間の催告をしても、履行を行わないとき。
- (3) 市がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不能となったとき。
- (4) 市の責めに帰すべき事由に基づき事業者が基本契約又は建設工事請負契約を解除したとき。

- 2 市は、前項の申出を受けた場合、事業者との協議を経て、その処理を決定するものとする。

(不可抗力又は法令等の変更による指定の取消し)

第56条 市又は事業者は、不可抗力の発生又は法令等の変更により、第5章又は第6章の手続を経てもなお本業務の継続性等が困難と判断した場合又はこの契約を継続するために市の負担が多大であると判断した場合、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は事業者の指定の取消しを行うものとする。

(指定取消しの効果)

第57条 この契約及び関連法令の規定により指定が取り消されたときは、この契約は解除されたものとみなす。

(違約金)

第58条 第53条の2各号の規定に該当するときは、市が指定を取り消すか否かを問わず、事業者は、基本契約第16条第2項に従い、違約金を市に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、市に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分の請求を妨げるものではない。
- 3 第53条若しくは第53条の2の規定により市が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、事業者に損害・損失や増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

- 4 第52条第2項により指定が取り消された場合、市の事業者に対する損害賠償請求を妨げない。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第53条第2項に該当する場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

（保全義務）

第59条 事業者は、この契約解除の通知の日から第49条による本業務の引継ぎ完了のときまで、本施設について自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

（関係書類の引渡し等）

第60条 事業者は、市に対し、第49条による本業務の引継ぎ完了と同時に、本施設の管理運営に必要な書類等の一切を引き渡さなければならない。ただし、事業者が既に市に対して引き渡している書類については、この限りでない。

- 2 市は、前項に従い引渡しを受けた書類等について、本施設の管理運営のために無償で使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下本項において同じ。）することができるものとし、事業者は、市による書類等の使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

第5章 法令等の変更等

（通知等）

第61条 この契約の締結後に法令等が変更され、又は新設されたことにより、この契約若しくは要求水準書等で提示された条件に従って本業務を実施できなくなった場合又はこの契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断した場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知するものとする。ただし、既に第20条の協議の対象となっているものについては、この限りでない。

- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時以降において、この契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合にお

いて、市又は事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

（協議及び追加的な費用の負担等）

第62条 市が事業者から前条第1項の通知を受領した場合、この契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、当該法令等の変更又は新設（以下「法令変更」という。）に対応するために速やかにこの契約及び要求水準書等の変更並びに追加的な費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更に係る法令等の公布日から120日以内に市及び事業者が合意に至らない場合、市は、当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本業務を継続するものとする。この場合において、事業者が発生した追加的な費用は、法令変更が本業務に直接関係する法令又は事業者の利益に課される税制度の変更以外の税制度の変更に係る法令の変更の場合には、市が負担するものとし、負担の方法については、市及び事業者が協議して定める。法令変更により事業者に費用の減少が生じるときは、市及び事業者協議の上、サービス対価を減額し、不足がある場合には追徴するものとする。
- 3 法令等の変更により事業者が本業務の一部を履行できなかった場合、市は、事業者が当該業務をしなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額し、不足がある場合には追徴するものとする。

第6章 不可抗力

（通知の付与）

第63条 この契約の締結後に不可抗力により、この契約若しくは要求水準書等で提示された条件に従って本業務を実施できなくなった場合又はその他この契約に基づく履行ができなくなった場合若しくはこの契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断した場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知しなければならない。ただし、既に第20条の協議の対象となっているものについては、この限りでない。

- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時以降において、この契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

（協議及び追加的な費用の負担等）

第64条 市が事業者から、前条第1項の通知を受領した場合、この契約に別段の定めがあ

る場合を除き、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかにこの契約及び要求水準書等の変更及び損害並びに追加的な費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に市及び事業者が合意に至らない場合、市は、当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従いこの契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者が生じた不可抗力による損害及び追加的な費用（第66条の保険によりてん補されるものを除く。）の負担等は、契約保証金額までは事業者が負担するものとし、これを超える部分は市が負担する。市の負担の方法については、市と事業者が協議で定める。事業者に費用の減少が生じるときは、市及び事業者が協議の上、サービス対価を減額し、不足がある場合には市は事業者に追徴する。
- 3 不可抗力により事業者が本業務の一部を履行できなかった場合、市は、事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額し、不足がある場合には市は事業者に追徴する。

（不可抗力への対応）

- 第65条 不可抗力によりこの契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は本施設に重大な損害が発生した場合、事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書等で求める範囲内で対応を行うものとする。
- 2 前項の対応に要する費用は事業者の負担とし、前条第2項の損害又は追加的な費用には該当しないものとする。

第7章 保険

（保険加入義務）

- 第66条 事業者は、本業務に関して、この契約終了時まで、第三者賠償責任保険に加入しなければならない。ただし、第28条第1項各号に掲げる者が同様の保険に加入した場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、前項に定める保険のほか、技術提案書に従い保険に加入し、又は第三者（維持管理企業又は運営企業を指す。以下本条において同じ。）をして加入させなければならない。
 - 3 事業者又は第三者が、前2項の規定により保険契約を締結（更新を含む。）したときは、事業者は、その証券を直ちに市に提示し、その写しを提出しなければならない。
 - 4 第1項から前項までの規定に従い事業者が加入し、又は第三者に加入させるべき保険の詳細は、別紙5のとおりとする。

- 5 本業務の実施にあたり、市が付保しなければならない保険は、火災保険である。

第8章 その他

（暴力団排除に関する協力義務）

第67条 事業者は、本業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 事業者は、本業務に係る下請契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、事業者を通じて市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行なうよう求めなければならない。

（事業者の権利義務の譲渡）

第68条 事業者は、事前に市の承諾を得なければ、この契約上の地位及びこの契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

- 2 事業者は、事前に市の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、営業譲渡その他会社の基礎の変更をしてはならない。株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行、資本の増加又は減少並びに株式の消却についても、同様とする。
- 3 市は、前2項に定める行為が、事業者の経営若しくは本業務の安定性を阻害し、又は市の本業務に関与することが適当でない者が参加することとなると認める場合には、承諾を与えないことができる。

（事業者の兼業禁止）

第69条 事業者は、この契約の履行以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業者の役員）

第70条 事業者は、技術提案書の規定に従い、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い、その定款に監査役の設置に係る規定を置き、この契約の期間中これを維持しなければならない¹。

- 2 事業者は、役員（会社法第329条に規定する役員をいう。）に異動があったときその他事業者の商業登記の登記事項に変更があったときは、変更後の登記事項証明書を添えて、速やかに市に報告しなければならない。

¹ 技術提案書の内容に応じて修正いたします。

- 3 事業者は、浜松市の市議会議員、市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者を役員にしてはならない。

(経営状況の報告等)

第71条 事業者は、この契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日までに、翌年度の予算の概要を市に提出しなければならない。

- 2 事業者は、この契約の終了に至るまで、事業年度ごとに、監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類をいう。）及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しを、当該事業年度の最終日から3か月以内に、市に提出しなければならない。

(遅延利息)

第72条 市又は事業者がこの契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、市又は事業者は、未払額につき遅延日数に応じ、年2.5%の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。ただし、この年率は、遅延利息発生時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。

(著作権の帰属等)

第73条 市が、本事業の総合評価一般競争入札において及びこの契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類、図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、市に帰属する。

(著作権等の利用等)

第74条 市は、成果物及び本施設について、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

- 2 成果物のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 事業者は、市が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（市を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で市又は市が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第75条 事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第76条 事業者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

- 2 事業者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(工業所有権)

第77条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第9章 協議会

(協議会の設置)

第78条 市及び事業者は、必要と認めるときは、本事業の実施に関する協議を行うことを目的として、協議会を設置することができる。

第10章 雑則

(市の支払)

第79条 市は、この契約に基づいて事業者に金銭を支払う場合において、事業者が市に対して期限の到来している債務を負担しているときは、当該債務の金額を控除した上で事業者に対する支払を行うことができる。

(疑義に関する協議)

第80条 市及び事業者は、この契約の履行に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

(裁判管轄)

第81条 この契約に関する訴訟及び紛争の管轄は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別紙1 事業日程表²

1	基本契約の締結 建設工事（設計・施工一括）請負契約の締結 維持管理・運營業務委託契約の締結	令和8年2月●日（仮契約） 令和8年2月（本契約）
2	統括管理業務	この契約の本契約成立日から 令和25年1月31日まで
3	開業準備業務	令和9年11月1日から令和10年1月31日 （全面開業日の前日）まで
4	全面開業日	令和10年2月1日
5	維持管理・運營業務	令和8年4月1日から 令和25年1月31日まで
6	この契約の期間満了日	令和25年1月31日

² 事業日程表は、現段階の想定を記載したものであり、技術提案書の内容に応じて変更します。

別紙2 個人情報取扱事務に係る特記事項

事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を取り扱う際には、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1 事業者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 2 事業者はこの契約の履行に関して知り得た個人情報について、市が指定した目的の範囲内でしか利用してはならない。
- 3 業務完了後、市の指示により保管を要するものとされた個人情報は、市が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、市がその利用を停止するように求めたときは、事業者は直ちに利用を停止しなければならない。
- 4 事業者は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。
 - (1) 個人情報を複製する場合
 - (2) 個人情報を送信する場合
 - (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 5 事業者は組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 組織体制の整備
 - (2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
 - (3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
 - (4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備
 - (5) 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- 6 事業者は人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。
- 7 事業者は物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。
 - (2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。
 - (3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、市の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとる。
- 8 事業者は技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。
 - (2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。
 - (3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
 - (4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。
 - (5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。
 - (6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤

掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとる。

- 9 事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに市に通報するとともに、その詳細について書面をもって報告しなければならない。あわせて、漏えいした個人情報の拡散を防止する等の必要な措置をとらなければならない。
- 10 事業者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、業務責任者の指示に従い、一切の個人情報を溶解、焼却、切断等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。その際に市が立ち会いを求めた時は、業務に特別な支障を生じることがない限り拒むことはできない。
- 11 前項の規定により、廃棄を実施した場合は、その処分内容を書面により市に報告しなければならない。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告しなければならない。
- 12 事業者は、市の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別の支障を生じる場合を除いて、市が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。
- 13 事業者は、業務の一部を再委託（再委託先が委託先の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて第1項から第10項までの措置をとるように委託先を監督しなければならない。

別紙3 モニタリング実施要領

(モニタリング基本計画(案)に基づき作成する。)

別紙4 サービス対価の金額及び支払方法

(入札説明書等の内容及び技術提案書に基づき作成する。)

別紙5 保険

事業者は、以下の要件を満たす保険に加入し、又は委託先をして加入させることとし、保険契約締結後、速やかに保険証書の写しを事業者に提出するものとする。なお、保険契約は1年ごとの更新も可とする。

1 第三者賠償責任保険

この契約の期間中の維持管理・運營業務に伴い第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ① 対象範囲 本施設内における法律上の賠償責任
- ② 保険金額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
対物：1事故あたり1億円以上
- ③ 保険期間 この契約の期間中

※上記以外の保険の付保については、事業者提案とする。